

2026年度「専修大学私費外国人留学生の学習奨励等のための授業料減免」

募集要項【学部生】

1. 趣旨

本制度は、学業成績が優秀であり、かつ、経済的理由により修業が困難であると認められる私費外国人留学生（以下「留学生」）に対して経済支援として授業料を一部減免することにより、学習意欲及び資質の向上に寄与するものである。

2. 応募資格

(1) 次の要件をすべて満たしているもの

- ①在留資格が【留学】であるもの
- ②学部の正規生で、標準修業年限内に在学する私費外国人留学生のうち学業成績及び人物共に優れ、かつ経済的理由により修業が困難であると認められるもの
- ③出願時点で以下の標準修得単位数を修得しているもの
ただし、卒業要件単位に導入されない授業科目の単位は含まない

学年	標準修得単位	学年	標準修得単位
1年次	—	3年次	62単位
2年次	31単位	4年次	93単位

(2) 次に該当するものは、対象から除外する

- ①当該年度留年したもの、又は休学中のもの
ただし、病気その他やむを得ない事由により留年したものは除く
- ②当該年度において、「新入生特別奨学生」、「新入生付属推薦奨学生」、「新入生学術奨学生」又は、「学術奨学生」に採用されたもの
- ③日本学生支援機構「私費外国人留学生学習奨励費（通年）」又は、月額48,000円以上の給付を受ける民間財団等の奨学生制度に採用されているもの（※1）
- ④学費納入期間までに、分納2期分までが納入されていないもの（※2）
- ⑤正当な理由がなく、在留期間の更新など留学生として必要な手続を怠ったもの
- ⑥その他留学生として適格でないもの（前年度採用者で採用後の手続きを怠った等）
（※1）本制度出願時点で民間財団奨学金の選考結果待ちの場合は出願を認める。
（※2）期日内に学費2期分の納入が困難な場合、経理課に延納を申し出ること。

3. 制度概要

- (1) 採用人数：申請者のうち、応募資格を満たしているものの60%を上限とする
- (2) 採用期間：2026年4月～2027年3月※当該年度の学費分納3・4期分に対して授業料減免を適用
- (3) 授業料減免額；採用時に採用区分A、B、Cのいずれかに割り当てる。

採用区分	授業料減免額	採用区分	授業料減免額
A採用者	28万円	C採用者	18万円
B採用者	23万円		

(4) 授業料減免方法

授業料の減免は、当該年度の学費分納3期分及び4期分の納入時に均等に行う。

- ・学費を分納している場合…8月下旬頃に授業料減免後の学費振込用紙を再送する
※再送後の学費振込用紙が届くまで、学費を支払わないでください。
- ・学費を完納している場合…10月中旬頃に授業料減免前後の差額を返金する

(5) 採用方法

提出書類一式及び面接によって、採用の可否及び採用区分を判定する。

学業成績については、1年次生は本学への入学試験成績、2年次生以上は入学後の成績から判定する。

4. 申請方法

(1) 提出書類一覧 ※すべての項目を丁寧に記入すること

- ①外国人留学生奨学金申請書類チェックリスト
- ②専修大学私費外国人留学生の学習奨励等のための授業料減免申請書
- ③在留カード貼付用紙
- ④賃貸借契約書の写し、若しくは、居住状況証明書
- ⑤学業成績証明書（学部1年次生は日本語学校を除く前学校のもの）
- ⑥奨学金振込口座届（完納者のみ）

(2) 提出期間および提出先

提出期間：4月10日（金）～5月29日（金）

提出先：担当窓口まで直接持参すること※申請時に未渡日で、窓口提出が難しい場合は連絡すること。

学部	担当窓口	所在地および連絡先
経済・経営・文・ ネットワーク情報・人間科	学生生活課 生田キャンパス4号館1階	〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1 TEL：044-911-1267
法・商・ 国際コミュニケーション	学生生活課 神田キャンパス9号館1階	〒101-8425 東京都千代田区神田神保町3-8 TEL：03-3265-6824

5. 採用

(1) 採用結果通知

書類審査結果は、6月中旬頃に in Campus にて行う（書類審査通過者には合わせて面接試験の案内を行う）。面接結果通知は、8月中旬頃に in Campus にて通知する。

(2) 採用後の手続き

in Campus による採用通知内にて、採用者専用 Google クラスルームの招待コードを案内する。採用者は専用クラスルーム内にて、3期・4期学費納付後に報告する義務を負う。報告を怠った場合は、来年度の出願は認めない。

6. 注意事項

採用となったもので次の要件に一つでも該当した場合には採用を取り消すとともに、既に減免措置を受けている場合はその減免額を返還することとする。

- (1)減免された授業料3期分および4期分を納入期限までに支払わない場合
- (2)採用後の手続きを怠った場合
- (3)応募資格の条件に違反して申請したとき
- (4)休学・退学したとき、又は除籍されたとき
- (5)申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき